

2012年度運動方針

第1章 情勢の変化（運動の背景）

I いのちとくらしの危機に直面する日本国民の現状

1、東日本大震災・福島第一原発事故からの復興をめざして

（1）復興の遅れと見通しのつかない原発事故

東日本大震災から1年4カ月（第103回定期大会時）経過しました。未曾有の被害を与えた地震と津波からの復旧は、住民を中心とする努力の成果もあり、新たな前進を始めている地域もありますが、多くの被災地では、政府の対策・支援の遅れもあり、復旧・復興に見通しが立たないまま、住民の将来への不安は一向に解消されていません。

とりわけ、福島第一原発事故の影響を受けた地域では、いまだに進まない除染や生活の見通しに、住民の中には故郷を去る決断をせざるを得ない人も多くいます。

（2）なかまの努力と運動・たたかい

被災地の住民とともに、復旧・復興に汗を流すなかまがいます。労働者の雇用とくらしを守るために奮闘するなかまがいます。

なかまの雇用やくらしが成り立つための労働条件の確保という最低限の取り組みとともに、仕事や住民運動を通して地域の再生と発展をめざす取り組みに全力をあげています。

2、いのちとくらしを脅かす政治への怒り

（1）国民生活を破壊する増税・社会保障切り捨て

消費税増税は、デフレ経済のもとで低所得者層の多くの労働者・国民の生活を直撃するものとなります。価格を転嫁できない中小・零細の商店や農家には、「これ以上商売（仕事）が続けられない」との悲鳴が上がっています。

「社会保障と税の一体改革」という名の増税、社会保障切り捨ては、国民の間に広がる「格差」をいっそう拡大させてしまいます。

一方で、財界・大企業は労働者・国民を犠牲にして、TPP参加をおし進め、震災をももうけの場としてさらに収益をあげようとしています。弱い立場の国民から搾りとり、大企業には減税というのでは、余りに不公平な税制です。

日本の消費税がヨーロッパ諸国に比して低すぎるという議論は、ヨーロッパ各国が国民の暮らしに直結する、食料品や医療などを非課税にしていることを無視した議論です。長期不況の続く日本で、消費税を引き上げることは、1997年の5%増税が景気の悪化を招いたことを見ても危険であることはいまでもありません。

(2) アメリカ・財界べったり、国民のいのちを脅かす政治

野田首相は、日米の財界から称賛の声を浴びるほど、アメリカ・財界べたりの政治を進めてきました。国民のいのちとくらしを軽視する政治に、国民の批判の声が高まっています。

世界では、「格差社会」に対する批判の声が大きくなっています。「1%の富裕層」のための政治が続く限り、格差と貧困は増すばかりです。アメリカ・ヨーロッパ各国の富裕層から、「金をもっているわれわれにもっと課税を」との声も多数上がっています。フランスやギリシャでも、「格差社会」への批判から政権与党が敗北を喫するなどの大きな流れが生まれはじめています。

消費税増税・社会保障の切り捨てなど、国民を犠牲にして富裕層や大企業への優遇政治を続ける政治への怒りの声は広がるばかりです。

普天間基地移設問題や米軍再編に伴う経費負担など、国民のくらしやいのちにかかわる重要な問題が、住民の意思が十分に反映されず、アメリカ主導で進んでいることも危険です。

福島第一原発事故は、今後のエネルギー問題に大きな影響を与えています。5月5日、北海道泊原発の稼働停止で、日本の原発はすべて停止しました。電力会社や原発産業など、原発を再稼働させようとする勢力に対して、再生可能エネルギーの活用で、原発に頼らないエネルギーを求める国民の声は大きく広がっています。

日米の財界は、震災からの復旧・復興をビジネスチャンス（災害資本主義）としてとらえ、企業が主導する「復興計画」を進めています。地域からの復興をめざす取り組みではなく、企業のもうけを優先する「復興」では、地元経済が潤うことはなく、被災地はますます荒廃していくことにつながります。

3、財界・政府の労働者いじめ

(1) 進む雇用・賃金破壊

日本経団連の春闘方針とも言える「2012年経労委報告」には、財界の労働者いじめの方針が凝縮されています。グローバル競争を口実にして、労働者にさらなる危機感と「ガマン」を押し付けています。

非正規雇用者の処遇改善についても、非正規労働者の処遇を改善すると雇用の減少を生み出すとし、大企業の都合ばかりを強調した主張を繰り返しています。内閣府調査でも配偶者のいる30～34歳男性労働者は、正社員で59.6%であるのに対して、非正規雇用労働者は30.2%にとどまっています。

労働者を「モノ」としか見ない経営は、目先のコスト削減、総額人件費の抑制に躍起になっています。長時間労働や「効率化」による過重労働によって、メンタルヘルスの悪化が財界・大企業も取り上げなければならないほど増えています。しかし、「経労委報告」では、原因を労働者の自己責任としています。

また、「貧困と格差」の原因ともなっている「有期雇用労働者」を、安価で取り替えの利く労働者として定着させようとする財界の思惑で、労働契約法が変えようとしています。震災後の雇用確保を口実にした労働者の使い捨てを許さないたたかいも必要です。

(2) 労働組合支配と「たたかわない」労働組合のまん延

財界・大企業の労働組合支配の方法も複雑になっています。労働組合を敵対視し、労働組合つ

ぶしを仕掛けたり、言うなりになる労働組合をつくったりする「支配介入」も相変わらず続いています。労働組合をうまく利用しようと、幹部への懐柔工作やマスコミを使った世論誘導によって、企業への忠誠心を植えつけるなど、「たたかわない」労働組合づくりが進んでいます。

「たたかわない」労働組合の広がり、労働者の雇用や暮らしの悪化に直結しています。「残業代が払われない」「人員が足りない」「臨時・パート労働者の解雇・雇いどめ」など、なかまの切実な願いにこたえない労働組合は、「会社が潰れてもいいのか」など経営の困難さを理由に、労働者に「経営者の目線」で自らの賃金や労働条件の切り捨てを容認させる役割を果たしています。

労働組合が「アキラメ」や「経営者目線」に陥り、要求実現を放棄することで、「労働組合なんてあってもなくても同じ」、「どうせ何もしないんだから組合費を減らせ」などの、労組不要論や無関心層を増やしています。

農協系統でもこうした「労働組合支配」による労働者の要求の押さえつけを目論む勢力は、同様の手法をとって農協労働者を攻撃しています。巧妙な支配の手口とともに、京都農協で起こった労働組合つぶしのように悪辣な攻撃もいまだに続いています。

II TPP参加は農業や地場産業を滅ぼしてしまう

1、国のあり方が変えられてしまうTPP

(1) 日本農業を滅ぼすTPP

TPP参加によって農業分野への影響がとりわけ大きいことは、誰の目にも明らかです。推進側は、農業分野の優遇措置を講じればTPP参加が実現するかのようになっています。また、農業への「保護主義」を批判する勢力は、農業のグローバル化、そのための「強い農業」＝大規模化をめざすことをおし進めようとしています。

これまでもたびたび述べてきたように、広い農地をもつアメリカやオーストラリアなどの農業と、中山間地が主体の日本農業を比較して、「大規模化」がさも「強い農業」を実現するための必須要件だとする主張が通らないことは明らかです。

民主党が公約した食料自給率50%は、TPP参加ではまったく実現できません。国民の食料の多くを外国に頼ることが危険だということは、世界の飢餓状況や投機マネーによる穀物市場の支配の現状からみても明白です。

(2) TPP参加と「国内一体改革」は、国のあり方を変えてしまう

TPPは、アメリカの多国籍企業のもうけのための貿易協定であるという人もいます。TPPのモデルであるともいわれる米韓FTAでは、アメリカの国内法が最優先され、アメリカの都合に合わせて韓国国内法さえ改定されたということが伝えられています。TPPのもう一つのモデルでもあるNAFTA(北大西洋貿易協定)によって、メキシコの農業や労働環境は大きく変化し、農家や労働者の多くが失業するなど、「貧困と格差」がますます広がっていると報告されています。

日本でも、菅内閣時の「閣議決定」は「包括的経済連携協定と国内一体改革を同時に進める」

とうたっています。TPPによる農産物の輸入自由化と農家の集約化・大規模化が並行して進められようとしています。医療改革や人の移動など、TPPの重要な協定事項と連動して進められる「規制改革」は、TPPとともに日本の経済や国のあり方まで変えてしまうものです。

(3) TPPは国内産業を危うくし、経済を大混乱させる

44道府県をはじめ多くの自治体から出された意見書は、地域の基盤である農業破壊と医療や公契約、地域産業の空洞化への不安と疑問を投げかけています。農協や市民団体などが主催する学習会やシンポジウムにも、こうした地方自治体の幹部が参加しています。深刻な経済不況が格差を地方に広げ、TPPがいつそうこれを深刻なものにしていくことが、さまざまな情報が明らかにされる中で自治体をはじめ国民の中に広がり始めています。

TPPが、農業問題や医療問題といった特定の産業・分野への影響を及ぼすだけのものではなく、国としてのあり方が問われる問題だということを、多くの人たちが指摘しています。

2、幅広い共同の中心に私たちの運動が

(1) TPP参加反対の運動の爆発的な広がり

一昨年の秋の、唐突とも思える菅首相（当時）のTPP参加表明から、当初は農業関係者にとどまっていた反対の運動も、医療や建設など幅広い分野の反対運動に広がっています。マスコミも、「賛成」一辺倒の報道から変化を見せ始めています。

私たちも、当初からTPP参加反対を掲げ、全中をはじめとする農協系統との共同を呼びかけ、全国食健連を運動の母体として幅広い市民との共同の運動を追求してきました。昨年8月末に開催された「TPPはいらない8・27緊急集会」には、全中の代表も参加してともにたたかう決意を述べ、今年4月25日に日比谷野外音楽堂で開催された「STOP TPP!! 1万人キャンドル集会」では、全中からの参加者をはじめ、TPPに反対する超党派の国会議員やさまざまな市民団体が参加しました。

「国民生活を破壊するTPP」との認識が国民の間に浸透し始め、TPP参加反対の運動は爆発的に広がり、強引に推進してきた野田首相も戸惑いを隠せないところまで追い込んでいます。

(2) 全国食健連の果たしている役割

全国食健連がこのTPP参加反対のたたかいで、幅広い共同の輪の中心にいることに確信を持つことが必要です。超党派の国会議員や農業関連団体、市民団体、ナショナルセンターの枠を超えた労働組合など、TPPに参加することに反対するという一点での共同が前進していることは、マスコミや世論をも動かし、野田首相を追い詰めつつあります。野田首相が当初目論んだスケジュールは崩れていますが、断念させるためにはいつそうの奮闘が必要です。

これまで食と農地域経済を守る運動に奮闘してきた私たちの役割に確信を持ち、全国で食健連運動を広げることがさらに重要になっています。

第2章 農協と労働者・労働組合の状態

I 農協と農業関連組織の状態

1、「経営合理化」にしか農協経営の道を見つけられない経営者が増えている

(1) 農協事業の困難さを労働者犠牲で乗り切る経営者

農産物の輸入が増え続けることによる農産物価格の低迷によって、農業をあきらめざるをえない農家が増え、農協事業の縮小と「合理化」の繰り返しは農家の農協離れにいつそう拍車をかけています。農協労働者には、農家組合員の減少による穴埋めをするための出資の強制や、労働条件の切り下げ・抑制といった犠牲の押し付けが横行しています。

多くの農協の事業計画は、「管理費」削減「人件費」削減に主眼を置き、事業の伸長に目を配るものになっていませんが、直売所や地元産農産物の生産・販売に注目し、成果をあげている農協もあります。

(2) 労働者間の競争をあおることで「生産性」は向上しない

「新人事制度」や成果主義賃金・人事考課制度は、本来が人件費抑制のために導入されてきたものです。経営者は「能力開発」の制度だ、公平な処遇のための制度だと導入理由を述べますが、能力開発も公平な処遇も現実には実現されないことは、導入された労働者がよく知っていることです。農協経営者へのアンケート（JC総研「人事管理REPORT」）でも、97～98%が「人事考課に問題あり」とこたえています。

こうした制度は、人件費を単純に抑制するのではなく、労働者どうしを競争させることによって、「生産性」をも向上させようとするものです。しかし、こうした労働者どうしの競争が生産性の向上に結び付かず、逆に労働者の働く意欲を奪っていることに経営者が気づかなくてはなりません。労働組合が団体交渉の場などで、しっかり主張することが必要です。

2、困難な情勢で求められる農協の役割発揮

(1) 農家組合員の営農とくらしを守る

農協事業の困難さは、輸入自由化にまい進する政治と国民の貧困・格差の広がり起因するものです。農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の拡大が農業・農協の困難さの原因ではなく、悪政の結果としてもたらされたものであり、その根本をあらためるための運動に全力をあげるのが、協同組合である農協に与えられた使命であり、農協経営者の使命でもあります。

農家組合員のくらしと営農を守るという役割は、事業を通じて発揮されるものです。農家組合員とともに事業を発展させ、農家組員自らがその恩恵を受けることは当然必要なことです。

(2) この国の農業、食料、経済、環境を守る役割

国民の食料と健康を守るという社会的役割を発揮するとともに、農協が地域の信頼感を得て地場産業の育成・提携など、地域経済発展のために活動することが求められています。

東日本大震災・福島原発事故以後、協同組合が地域の再生のために果たす役割が見直されています。企業的な視点ではなく、住民の立場に立った住民どうしの共同・協同を発展させることが震災・原発事故からの復旧・復興を進めることにつながります。

(3) 格差社会の中で発揮される「協同組合」の役割

協同組合は、世の中が困難になるほど力を発揮すべき組織です。自らの力で暮らしを改善していくために、協同する組織です。格差が拡大する中で、さまざまな分野で活動する協同組合に期待の声が寄せられています。国際協同組合年の今年、あらためて協同組合が力を発揮することを確認する必要があります。

II 労働者と労働組合の状態

1、あきらめてなどいられない農協労働者の状態

(1) 暮らしと仕事への不安が大きくなっている

賃金抑制が続き、生活への不安がますます高まっています。「こんな低賃金で結婚できるのか？」という青年層、子どもの教育費や老後の暮らしへの不安は、消費税増税や社会保障切り捨てという悪政のもとでいっそう深刻になっています。

農業情勢と農協事業の悪化は「働くルール」を壊し、労働者の心身の健康を蝕んでいます。同時に、農協事業の見通しが立たなくなる中で、将来への不安も増しています。

(2) 経営悪化の穴埋めは農協労働者への犠牲の押し付けでまかなわれている

全中は、「これ以上の人員削減には限界感がある」と述べていますが、これまで農協系統では、経営悪化の対策として人減らし・人件費抑制策が進められてきました。直接的な経費削減策とともに、労働者への出資強要やタダ働きをともなう長時間労働、ノルマの強要などによる収益確保を進めることで、経営悪化を乗り切ろうとする経営者が増えていると感じられます。

経営悪化の穴埋めを事業の縮小と人員削減、労働者への犠牲の押し付けで乗り切ろうとするなら、「経営悪化のスパイラル」に陥ることは誰の目にも明らかです。

(3) 「よりました」といってられない農協労働者の「働かされ方」

農協労働者の中途退職がさらに増加の傾向にあります。低賃金や「ノルマ強化」など、これまでも指摘されてきた要因とともに、仕事に対する誇りや将来への展望が失われていることが、中途退職増加の原因として考えられます。

同時に、人減らしが極限状態となり、心身ともに健康をむしばんでいることも注視しなければなりません。メンタルヘルス不全やパワーハラスメント、自殺の増加もこうしたことが起因となっています。

労働組合の活動が停滞してきたことの原因の一つでもあります。労働組合がこうした「働かされ方」に対する規制ができないでいることも、労働者の「失望感」を生み出しています。

3、労働組合がたたかわなければ職場はますます悪化

(1) 「たたかわない」労働組合によって職場環境は悪化

経団連は、経営側の春闘方針とも言うべき2012年の「経営労働政策委員会報告（経労委報告）」の中で、「いまや労使が解決すべき最大の課題はいかに企業を存続させるか」だとのべ、「労使コミュニケーションが『良好』な事業所では、賃金、労働時間など労働条件に関する苦情申し立てが少ない。労働組合は組合員の声の集約、企業との話し合いを通じて、処遇の納得性を高めたり、経営目標の達成に協力していくという重要な役割を担っている」と述べています。

物言わぬ労働者、物言わぬ労働組合が「良好」なコミュニケーションの結果であるなら、確かに賃金や労働条件の苦情がでないのもうなずけることです。そうした労働組合が増えることによって、先人がかちとってきた「人間らしく働く」ためのさまざまな権利や、その権利を獲得するためのたたかいまでも葬り去られようとしています。チャップリンが映画「モダンタイムズ（1936年）」でみせた、人間が企業のための「部品」として働く姿は現代の労働者の姿を見事に予見しています。

(2) 私たちの労働組合はどういう状態にあるのか

私たちの労働組合はどういう状態にあるのでしょうか。広域農協合併や連合会の統合によって、人件費抑制と労働条件の切り下げが頻繁に行われてきました。

「仕事が忙しくて労働組合どころではない」など、人減らしが労働組合の活動にかかわる時間さえも奪い、労働組合の弱体化に大きく影響していると言えます。労働組合の弱体化は結果として労働組合員の「あきらめ」感をさらに広げ、労働組合への期待さえも失わせている例もあります。

経営悪化がさらに進み、経営破たんが目の前に迫っている農協で、私たちはどうたたかえばいいのでしょうか。経営状況を労働組合に明らかにさせ、経営者とともに経営再建をめざすことも「たたかい」です。労働者への負担を最小限に抑え、生活を守ることで労働者の団結が生まれま

す。経営に対してのチェック機能を十分に果たすことが、労働組合の役割です。

第3章 私たちのめざすもの（当面の運動の目標）

I 食と農、地域経済を守る運動にすべての単組・労働組合員が参加する

1、食と農、地域経済を守る運動は、職場とともに住民の命を守る運動

私たち労働組合は、自らの賃金や労働条件向上をめざし、実現するというたたかいに全力をあげ

ることは当然のことです。一方で、仕事に密接なかかわりのある食の安全・安心を守る運動や、農

業という基幹産業の発展のための運動・取り組みは、地域経済発展とともにあります。こうした農業にまつわる運動に私たちが労働組合の立場で貢献することも、労働組合運動の重要な柱と位置付けられるべきです。

2、すべての労組員が運動に参加する

労働組合活動の柱である食と農、地域経済を守る運動に、すべての労働組合、すべての労組員が参加することをめざします。学習や行動を具体化し、文字通りすべての労組員に提起します。

原発ゼロをめざす取り組みや、再生可能エネルギーの活用で農村や地域の活性化をめざす運動にも積極的に参加します。

II 職場から差別・格差をなくす取り組みに全力をあげる

1、「人間らしく」働くために、職場からすべての格差・差別をなくす

労働者が「モノ」として扱われることのないよう、労働組合が経営へのチェック機能を発揮します。正職員を減らし、安易な雇用調整の道具として扱われることの多い臨時・パート職員への置き換えに反対します。雇用形態の違いを理由とする、賃金や権利、福利・厚生などの差別的な取り扱いをなくします。

2、低賃金を打ち破り、差別的賃金制度をなくす取り組みに全力をあげる

なかまどうしの競争を前提とした「個別賃金決定」は、労働者の賃金水準を引き下げ、労働組合がかちとってきた、労働条件の集団決定・対等決定のルールさえも壊してしまいます。「ノルマ」や「成果」を競い合う賃金評価制度に反対し、生計費原則にもとづく賃金制度を確立します。

女性が働き続けることを阻害する差別的な賃金制度をなくします。実質的に家庭や子どもを持つ女性を排除する目的でつくられた「コース別人事制度」に反対します。女性が働き続けることについて、男女ともに議論を進めます。

低賃金を打ち破る核ともいえる、臨時・パート、派遣労働者の賃金を改善させる取り組みを進めます。全国一律最低賃金制度の確立を求め、国民的規模の運動に参加します。

3、働きがいを持てる職場にするために「働くルール」を確立する

労働者は、賃金や労働条件の向上という要求をもっていますが、「仕事を通じて社会の役に立ちたい」「農家や住民に喜ばれる仕事がしたい」「自分の能力が存分に発揮される仕事がしたい」という願いも併せもっています。

なかまどうしが協力し合い達成するという喜びは、「目標」の個別管理や、人員不足による「孤(個)業」のもとでは実現できません。なかまが安心して働き続けられるための「ルール」を確立してこそ、「働きがい」が持てる職場になります。

Ⅲ たたかう労働組合になかまを結集する

1、労働者間の分断を許さない

労働者の団結を弱めるための攻撃は、労働者個人と労働組合それぞれに向けられます。法律では、労働者の団結を阻害する行為が禁じられているのは当然ですが、労働組合への不当な攻撃は後を絶ちません。

労働者個人に向けられた攻撃は、「労働組合にはいるな」という直接的な攻撃はもちろん、賃金や労働条件の差別化を意図的に持ち込むことによって、労働者間の信頼関係を断ち切ってしまう攻撃が主流となっています。成果を競い合うことによって処遇に差をつけるやり方は、時には人格さえ否定する「暴力」をも職場に持ち込んでいます。労働者の分断を狙う人たちにとって、「できるやつ」「できないやつ」という差別は、労働者をコントロールするには大きな武器となります。

労働者間の分断は、公務員と民間労働者の対立をあおることや、正規・非正規雇用労働者の対立をつくりだすことによっても生じてきます。「働かない公務員」などの攻撃に対して、隠された本質を見るための学習などしっかり行います。

労働組合つぶしの攻撃は、労働者をバラバラにしてしまうことを目的にしています。また、たたかう労働組合をつぶし、経営者の言うなりになる労働組合をつくることは、労働者を二重に支配するための手段として多用されてきました。

農協の労働組合は、個別の経営体（単協や連合会など）ごとに組織されています（「企業別（内）労働組合」の形態）。要求を実現するためには、労働者個人が集まって「団結の力」を強化するように、同じ産業に働くなかまを、「産業別労働組合」の機能を持つ全国本部に結集します。

2、「たたかう」労働組合になかまを結集する

労働組合のたたかう姿が労働者の新たな結集を生みます。労働組合がなかまの切実な願いや悩み、不安を解決する組織であることが労働者の目に見えることが何よりも大切です。一部の幹部だけの活動で労働組合が運営されていたら、職場の労働者、もちろん未加入労働者にその活動が理解できることはありません。すべての労組員が、自らの掲げた要求を実現するためにたたかうことが、要求を実現する新たな力を結集するための最大の方法です。

一方で、なかまの切実な声を労働組合が汲み取れずにいると、「労働組合なんてあってもなくても同じ」ということになってしまいます。常になかまの声を大切にし、機敏に行動できる労働組合をつくるのが大切です。絶えず職場の中で話し合いをもつ場を設定して、なかまの声を労働組合に届けるとともに、要求を実現するための道筋（職場政策）や行動について具体化できる執行委員会を確立します。

3、全国のなかまの団結と連帯を強化する

すべての農協・農業関連団体労働者の運動への結集をめざします。

農協・農業関連労働者全体の社会的地位の向上をめざすたたかいや、国民の食の安全・安心と地域経済を守る運動は、個々の労働者・労働組合だけでは限界があります。全国のなかまの団結と連

帯を強化します。

全農協労連加入労働組合の産別への結集はもちろんですが、T P P参加反対の運動など、一致できる課題の運動に、未加入労組をはじめとするすべての労働者との共同・共闘をめざします。

第4章 なかまの要求

I 賃金改善

1、賃金改善の要求

- (1) 農協内最低賃金を時給1千円、月給16万円にすること。
- (2) 男女差別・格差賃金の状況を調査し、是正を行うこと。
- (3) 賃金決定における「地域係数」など、地域最低賃金を根拠とした「地域格差」を是正すること。
- (4) 考課方法や考課基準に問題のある人事考課や、労働者どうしの競争・選別を助長する成果主義的賃金制度による不平等な賃金制度を見直すこと。

2、人間らしく働くための賃金要求の考え方

- (1) 生計費原則にもとづく要求と「働きがい」を生み出す賃金要求

賃金の改善をめざすたたかいが、「支払い能力論」などにおされて十分にできていないのが現状です。「支払い能力論」に対抗するには、賃金闘争を労働者の生活防衛のたたかいとしてしっかり位置づけることが必要です。

賃金改善は、労働組合のたたかいによる集団決定から、査定や考課による個別賃金決定へと変えられている中では思うような成果が上がりません。賃金決定を、労働組合がしっかりたたかい集団決定の土俵に上らせる取り組みをすることが重要です。

賃金の生計費原則にもとづくたたかいが基本となりますが、生計費がきちんと確保され、努力をきちんと評価した賃金であれば、労働者が働く意欲をさらに高めるものとなります。

- (2) 最低賃金を時給1千円以上にする要求の考え方

農協労働者の賃金は、社会的賃金水準からみると決して高いものではありません。それは、地域最低賃金ギリギリの臨時・パート労働者の賃金が、すべての農協労働者の賃金の根底にあるからです。

地域最賃の改定、全国一律最低賃金制度の確立をめざす運動とともに、農協内で最低でも時給1千円、月給16万円という基準を設けて要求、たたかっていくことが必要です。

(3) 家賃負担や家族の生計も反映した賃金制度、当面の対策として諸手当の改善

生計費原則を無視した賃金制度によって、賃金から「属人的」要素である住宅手当や家族手当が廃止、削られていく傾向にあります。本来、賃金はこうした家族も含めた生計費を十分に加味した賃金体系でなければならないのですが、当面の対策として、住宅手当や家族手当の増額等をかちとることも重要です。

結婚を控えた、子どもが生まれるといった青年層では、とりわけこうした諸手当の充実の要求は切実です。

II 誰もが働き続けられる職場を実現する

1、誰もが働き続けられる職場環境を実現するための要求

- (1) すべての時間外・休日労働に対する割増賃金を支払うこと。
- (2) 「36協定」の上限時間を月35時間以内にする。
- (3) 長時間労働の原因ともなっている人員不足解消・人員増を実現すること。
- (4) パワハラ、セクハラ、メンタルヘルス不全解決の実効ある対策をとること。
- (5) 労働者が家族的責任を果たせる職場環境を実現すること。
- (6) 臨時・パート労働者の休暇制度や研修機会を正職員と同等のものとする。
- (7) すべての労働条件は労使が対等に協議して決定すること。

2、要求の考え方

(1) 人間らしく働き続けることができるためのルールを確立する

労働者が「モノ」として働かされている状態が続けば、雇用や労働条件に対する不安とともに、心身にわたる健康への影響、働かされ方が家族生活にも影響を及ぼすこととなります。とりわけ、労働者が働き続けるために必要な最低の労働条件を定めた労働基準法さえ守られない職場、忙しくて「労働組合にも参加できない」という職場をなくすための要求をします。労働組合自らが職場の中で権利を守り、権利を拡大していくことを基本に要求実現をめざします。

「人間らしく働きたい」と願う気持ちは、臨時・パート労働者の間ではとりわけ強いものです。賃金での格差を解消する努力はもちろんですが、それ以上に休暇や研修機会などの権利や福利厚

生、労働条件について、正職員との差別をなくすことが「人間らしく」という働き方への大きな前進となります。

(2) 労使対等を実現する

「労働条件の決定は、すべて労働組合との協議によるもの」は、憲法、労働組合法でも保障されたことですが、実際には、「就業規則の変更は届け出だ」「人事は経営者の専決事項だ」「必要のあるものについては協議する」といった、経営者が勝手な解釈をして労働組合に押し付けている例が少なくありません。

また、労働組合への不当な攻撃や団体交渉での不誠実な態度を見過ごし、反撃を躊躇しているようでは、「対等」な交渉はできません。

Ⅲ 農協事業と協同組合の役割

1、協同組合事業を発展させるための要求

- (1) 「事業推進」方式の事業計画達成を見直すこと。また、労働者の「目標」を「ノルマ」化し、達成を強要しないこと。
- (2) 経営収支を合わせるための人件費削減、賃金抑制をしないこと。また、農家組合員の出資の減少を、労働者への出資の強要で補わないこと。

2、要求の考え方

(1) もうけ優先の経営から協同組合事業へ

農協の収支悪化のツケを労働者に払わせるような「事業推進」による事業展開は、労働者にとっては苦痛以外の何物でもありません。収入増を図るためには、相当な無理をして農家組合員や利用者に負担を押し付けるか、さもなくば労働者に「自爆」という大きな負担を強いることとなります。

結果的にこうした「事業推進」方式による事業展開は、農家の農協離れにつながり、労働者の中途退職につながっています。また、目標達成の強要が、重要なコンプライアンス違反につながる例もあります。

(2) 協同組合事業を発展させるには労働者の確保が大切

「第26回JA全国大会」組織協議案では、“労働者の人件費削減は限界にきている”と述べていますが、人員削減がギリギリのところまで進んだ結果、協同組合事業が立ち行かなくなっていると言えます。

Ⅳ TPP参加阻止、食と農、地域経済を守る

1、TPP参加を阻止し、食と農、地域経済を守るための要求

- (1) すべての農協・農業関連団体がTPP反対の幅広い共同を進めること。
- (2) 農業や地域経済を守る取り組みに参加する労組員については、時間内活動を認めること。

2、要求の考え方

- (1) 農協系統が幅広い共同を広げる中心なるよう求める
中央段階では全中がTPP参加反対の共同を広げるために奮闘していますが、他の系統全国組織をはじめ地方各組織では、運動にばらつきがみられます。
TPP参加反対の運動は、私たち農業関係者にとっては死活問題であるとともに、国民の一人としても、医療や暮らしに大きな変化をもたらすものとして、到底容認することはできません。
すべての系統組織が、すべての農協・農業関連労働者が運動に参加できるよう、経営者に要求し、動かすことが必要です。
- (2) TPP参加反対は労使に共通した課題
TPP参加反対、食と農を守る取り組みは、労使に共通した課題です。こうした行動に積極的に参加できるよう、経営者としての配慮を要求します。
また、学習会や宣伝行動などへの協力・支援も要求します。

V 国民のいのちとくらしを守る

1、国民のいのちとくらしを守る要求

- (1) 消費税増税に反対すること。
- (2) 社会保障の充実をめざす取り組みを、農家組合員とともに進めること。
- (3) 過去の戦争の教訓を生かし、憲法九条を守る運動を進めること。

2、要求の考え方

- (1) 農協は農家組合員、地域住民の利益を守るために運動すること
中小業者とともに、農家にとっても消費税増税は死活問題です。大企業への減税を一方で行いながら、価格に転嫁できないこうした弱い立場の事業者への負担を増やすことに、農協は組織をあげて反対運動を起こすことが必要です。
政府は、社会保障の充実を消費税と結び付けた議論を行おうとしていますが、消費税増税でも

社会保障は切り捨てになります。中高年齢層が多い農村では、直ちにしわ寄せがくることは間違いありません。

農協が農家組合員や地域住民の利益を守るために運動することを要求します。

(2) 国民の一人として、自らのいのちと暮らしを守ってたたかう

労働組合がこうした社会的・国民的課題の要求を農協にすることは、農協が社会的責任を果たすよう求めることとともに、農協の社会的な役割を發揮して農家や地域住民を守ることが必要だからです。

労働組合も、経済的要求の実現だけでなく、こうした社会的・国民的な課題の取り組みについて、自らのいのちと暮らしを守るという観点で運動を進めることが必要です。

(3) 平和と民主主義を守ることは協同組合の責任

ある元農協組合長は、「共存同栄という協同組合の精神と、平和憲法の精神は一致する」といっています。過去の戦争で、多くの農民を戦場に送りだした苦い経験を持つ私たちが、二度と戦争に加担してはならない、核も基地もない日本を実現しようと運動することは、協同組合の責任です。

VI 震災・原発事故からの復旧・復興

1、東日本大震災・福島第一原発事故からの復旧・復興に関する要求

(1) 国が震災復興に責任を持って取り組むよう、働きかけること。

(2) 被災地のがれき処理や原発事故の除染作業、住民の暮らしに対する責任を国が果たすよう求めること。

(3) 原発の再稼働に反対し、原発に代わる再生可能な自然エネルギーの利用を積極的に進めること。

2、要求の考え方

(1) 震災・原発事故処理を早急に国に行わせることを強く求める

がれき処理や除塩作業など、住民が生活し仕事を再開するために必要な最低の作業を国の責任として早急に行うことを、系統として強く求めるよう要求します。

また、福島第一原発事故の今後について、住民の暮らしを最優先に考えて支援することを国に求めます。農協系統として、被災地で働く労働者の雇用を確保するために、系統内の努力とともに国や県への支援・援助を要求していくことを求めます。

(2) 再生可能な自然エネルギーの利用を農協として推進する

農協系統として、原発ゼロをめざして運動することを求めるとともに、再生可能な自然エネル

ギーの利用を積極的に進める地域の中心になることを要求します。再生可能な自然エネルギーを農村や地域の経済再生に役立つアイテムとして活用する、そのためにこうした分野を農協事業に積極的に取り入れることなども今後の課題です。

第5章 要求実現のためのたたかいと運動

I 賃上げのたたかい

1、ベースアップをかちとるための構えを

(1) なかまの生活実態を明らかにし、自らの賃金実態を自覚することから始める

生計費が賃金の基本であることをしっかり学び、家計費調査や生活費調査を実施して、なかまの実態を把握します。また、賃金実態を調査することは、男女格差をはじめとする賃金格差の実態を知ることになります。経営者に資料を出させることも大切ですが、一人ひとりの労働者が自らの賃金を自覚するためにも、労働組合が主体となって実態調査を進めることが必要です。

全農協労連が調査する「労働条件調査」なども比較の材料として活用します。単組でこうした調査に積極的に取り組むことが、全国のたたかいを押し上げることにつながります。

要求を決定するにあたって、「アンケート」に頼りすぎないことも大切です。「経営が苦しい」「今は要求する時ではない」など、経営者から繰り返し聞かされる言葉や、マスコミを通じて流される思想攻撃が、労働者の「本当に欲しい額」を抑え込んでしまっているからです。「要求さえできない」「要求したって何も変わらない」攻撃を無視して、「アンケート」結果のみで要求を決定しないことが必要です。

隠された要求を顕在化させるためには、こうした思想攻撃を打ち破るための学習や、「本当は〇〇万円欲しい」という本音が出せるような、しっかりした話し合いが何よりも必要です。

(2) 賃金の底上げを重視し、最低賃金を引き上げるたたかいをする

農協・農業関連職場における臨時・パート労働者の賃金は、地域最低賃金をようやくこえるといった水準です。こうした賃金水準が、正職員の賃金でも他産業労働者（民間）の県平均を大きく下回る実態をもたらす要因ともなっています。

臨時・パート労働者の賃金引き上げ、正職員の初任給引き上げと生活実態にもとづく賃金配分を求めてたたかいます。臨時・パート労働者の賃金引き上げは、地域最賃を1千円以上にする取り組みや、農協内最賃確立のたたかいとも併せて取り組みます。「賃金が低すぎる」という青年層の要求が、賃金全体の引き上げにつながるものとして労働組合が取り組むことが必要です。このことは、臨時・パート労働者の賃金引き上げでもいえることです。

農協内で取り組みを進めるだけでなく、地域最賃引き上げなどのたたかいでは、地域の春闘共

闘や農家、中小業者などとも連帯して運動を進めることが必要です。

(3) 「支払い能力論」を打ち破る

なかまの切実な願いを、労働組合がたたかいの場に持ち込むことが大切です。経営者の持ちだす「支払い能力」は、総額人件費の抑制が前提となった考え方です。経営状況を好転させるための人事労務政策ではなく、「苦しいときは人件費削減」という安易な経営手法が労働者を苦しめ、ひいては経営状況もますます悪化させています。

苦しい経営状況をことさらに強調し、労働者に「自分の賃金は自分で稼いで来い」と「もうけ」を優先する経営姿勢が農家の農協離れをいっそう加速させ、労働者から働く意欲を奪っています。

大震災・原発事故の被災地では、農協経営者の中に労働者の努力や奮闘を素直に評価し、そうした労働者に報いるための経営施策を打ち出そうとしているところもあります。そうした農協では、労働者が農家や地域の再生のために力を尽くすと同時に、労働組合が自らの雇用や働き続けるための賃金・労働条件を求めてたたかっています。

2、差別・格差の賃金を許さない

(1) 賃金抑制を目的とした差別賃金を解消する

差別・格差の賃金は、人件費抑制・賃金抑制を目的としたものです。賃金について基本的な学習を徹底するとともに、差別・格差を持ち込む賃金制度についても学習することが必要です。経営側からの提案では、「能力や成果にもとづく公平な処遇」「やらないものと同じでいいのか」など、意図的な労働者の分断攻撃がおこなわれています。

男女賃金差別が許されないことは、「雇用機会均等法」はもちろん、国際的には誰もが認めるところです。差別を是正するたたかいでは、男女賃金の比較資料を用意するなど、誰もが認めざるを得ないしっかりとした資料を用意することです。「コース別人事制度（複線型人事制度）」による実質的な差別についても、労働者の側が、自らの賃金を引き下げる制度であることをしっかり自覚して反対することです。「コース別人事制度」は、賃金の差別とともに労働者が「意欲をもって働く」ことへの差別をも持ちこみ、賃金抑制や競争による生産性の向上どころか、農協事業そのものの衰退にもつながるものであることを労働者が自覚し、経営者と対峙することが必要です。

全国統合した連合会労組の賃金体系が、働く（採用）場所によって大きな格差をもちこんでいます。統合時の賃金是正措置については、統合した組織全体の問題として早急に是正させることが必要です。そのうえで、地域ごとによる差別・格差を解消するためのたたかいを、すべての連合会労組が一致して行うことが必要です。

臨時・パート労働者の賃金を是正することは、すべての労働者の賃金水準を引き上げることにつながります。労働組合全体のたたかいとして取り組みます。

(2) 労働者の分断を許さず賃金を引き上げる

人事考課や査定による「個別賃金決定」は労働者間の不信を生みだし、労働組合が団結してかちとってきた賃金の「集団決定」方式を崩すものです。賃金の「個別決定」は、労働者の「安売り競争」を激化させ、賃金水準を引き下げることにつながります。労働組合の重要な役割は、こ

うした「労働力の安売り競争」を規制するために、賃金を「集団で決定」というものです。

労働者の分断は、単なる労働組合組織の弱体化の問題ではなく、労働者の切実な要求の実現を阻むものだということをしっかり学習することが必要です。

II 人間らしく働くためのルールを確立する

1、日常活動の実践と結んだ取り組みを

① 「三つの取り組み」を、日常活動の実践と併せて取り組みます。「働くルール」の確立は、労働者・労働組合自身が法律やかちとった権利を守ることから始まります。守られない法律や権利は無いも同じです。日常の取り組みで、働き方・働かされ方のチェックをおこないます。残業の実態把握や割増賃金の請求・支払いのチェックは、労働組合の責任においてやるべきことです。経営者には当然、法を守るべき義務もありますし、労働時間把握や割増賃金の支払いについても責任があります。しかし、経営側が常にこうしたことを守るべき立場に立っているかどうかは、労働者・労働組合がチェックする以外にありません。

第1の取り組みである「残業代の請求・支払い」については、労働組合の学習で労組員の自覚をしっかりとうながすことと、請求することの意思統一・請求のチェックをしっかりとします。

第2の「36協定」の上限時間規制については、労働基準法1条・2条の「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。」

「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」という大原則の取り組みを前提にして、協定締結の際、「法律に違反していない」という基準ではなく、法を上回る「上限時間を極力少なくする」という労働組合の要求（上限35時間に）を掲げて協定締結の交渉をすることが大切です。

第3の人員要求は、長時間労働を規制するという目的のためだけでなく、そこから誘引されるメンタルヘルス問題や、過労、事業の前進、働きがいといったさまざまな角度から考えてみるのが大切です。なかまに話を聞くと、「賃金は多少安くても、職場に人を増やしてほしい」と言う労働者が増えていることが要求のカギを握っています。人員増の要求とたたかいを正面に据えてたたかいます。

2012年度は、「長時間労働規制の三つの取り組み」月間を設け、すべての単組・職場が取り組みを進めます。

- ・ 残業代の請求（記録＝10月、請求＝11月 秋期年末闘争）
- ・ 36協定の上限時間規制（2月～3月の協定改定時 春闘）
- ・ 人員増（春闘）

② 誰もが働き続けられる職場を実現するためには、どんな職場環境が必要なのかをしっかりと話し合う

要求づくりを重視します。なかまが「これからもずっと農協で働き続ける」ために必要な、さまざまな願いを話し合いの中から引き出していくことが必要です。

労働組合員が自らの要求を語ることはもちろんですが、なかまのくらしや日常にも目を向け、仕事、家族、健康などにも気を配ります。子どもの入院や親の介護などで悩んでいるなかまを早く見つけることで対策をとることができます。

時には新たな要求につながることもあります、知らないで見過ごしている権利を活用することもできます。

なかまの健康状態や仕事の状態を全員でチェックしあうことが必要です。人減らしの中で孤立感を増していく労働者の心身にわたる負担を、なかま同士がいち早くキャッチすることが、メンタルヘルス不全や過労死・過労自殺を未然に防ぐことにもなります。改善すべき職場環境を放置せず、労働組合がしっかり要求し、たたかいます。

安全衛生委員会は当然確立すべきものですが、十分機能を果たさせるよう労働組合がしっかりかかわりを持つことが必要です。

③ すべての労働条件は労使対等で決定するというたたかい

労働条件は労使協議で決定することが何よりも大切です。労働組合は、正しい労使関係を構築することに全力を注ぐことが必要です。経営側の不当な言動や態度に対しては、断固とした態度で臨むことです。

団体交渉に上部団体からの参加を求めることも、正しい労使関係をつくるには大いに有効です。

Ⅲ 農協に協同組合の役割を果たさせる

1、協同組合事業に働きがい求めてたたかう

(1) 農協事業は利潤を追求するためにあるのではない

農協事業が利潤を追求するための事業でないことは当然ですが、「JAバンク基本方針」が農協事業全体を協同組合的性格から変質させる働きをしていることに注視する必要があります。

「サブプライムローン」問題で大きな損失を出した農林中央金庫は、系統組織に資本増強を迫りましたが、その際「協同組合金融」という原則に立ち返ることを明言しました。農協が本来最も力を注ぐべき事業である営農・経済事業と、その事業を補完する役割を担う信用・共済事業が、「JAバンク基本方針」によって関係が逆転させられていることは、農協労働者の多くが指摘するところです。

「JAバンク基本方針」による経営指導のあり方などの見直しを求め、全中、JAバンク中央本部などに申し入れを行います。

(2) 農協事業に誇りを持つ

仕事が社会の役に立つことが重要な要素となって、労働者の働きがい生まれます。農協労働組合の役割は、労働者のくらしが成り立ち、働きやすい職場環境を実現することとともに、労働者が働きがいをもって仕事ができるよう、事業への提言を積極的に行います。

とりわけ、大震災・原発事故からの復旧・復興や、そこから導き出される教訓と全国的な課題

は、農林水産業が地域経済の基盤だということが根底にあってのものです。もうけ優先の事業では、農家や地域の信頼がかちとれないことは明らかであり、再生可能な自然エネルギーの利用事業など、地域や農家に展望を示せる事業の提案など積極的に行うことも必要です。

(3) 全国連から関連労働者まで、知恵を出し合い農協事業を発展させる

労働組合が、協同組合の立場に立って農協事業を発展させるための話し合いや、経営者に対して要求を提出します。とりわけ連合会労組は、経済闘争や職場環境改善の取り組みばかりでなく、こうした事業のあり方や農業全体に対する話し合いの場を、経営者と持つといった活動に足を踏み出すことが必要です。

連合会が、組織の生き残りのためだけの事業に偏ると、農協系統全体が協同組合事業という本来の目的から外れてしまうことにもなります。

毎年開催する「農協事業のあり方を考える交流集会」に、連合会労働者の積極的な参加を求めます。

(4) 農業農協問題研究所の強化

農業農協問題研究所には、毎年全農協労連が抱える農業・農協に関する課題について研究を委託しています。私たちが掲げる「農協に協同組合の役割を果たさせる」ためにも、研究所の存在は不可欠です。

個人・団体会員の加入促進や、維持・運営に努力するとともに、引き続き農業・農協問題に関する研究委託を行います。

2、「第26回JA全国大会」に向けた行動

(1) 議案への意見反映の取り組み

「第26回JA全国大会」議案は、「組織協議案」として8月末をめどに組織協議を行うこととなっています。全農協労連では、8月19日（日）に、「第26回JA全国大会」組織協議案を検討す・協議するための集会を開催し、農家や農協経営者、研究者、農協労働者（労働組合）の意見を集約する場を設けます。全国のなかまからの意見も同時に集約しながら、全中に意見を反映させるための場を設けます。

都道府県でも、全国大会を受けて大会が開催されますが、単組では、各県大会への意見を反映させる取り組みを行います。

「第26回JA全国大会」議案の分析を農業農協問題研究所へ研究委託しています。7月末の報告を受け、協議の参考とします。

(2) 大会参加者への働きかけ（アピール行動）

10月10日・11日には「第26回JA全国大会」が開催されます。産別中央行動を設定して、大会参加者へのアピールを行うとともに、今後のTPP参加反対の取り組みなど、さまざまな分野での共同行動を呼びかけます。

単組でも、各県大会会場前行動を配置するなどの宣伝行動を計画します。

IV TPP参加阻止、食と農、地域経済を守る

1、TPP参加を阻止する大運動

(1) 気を緩めることなくTPP参加を断念させるまでたたかう

TPP参加反対の声が大きくなる中で、あくまでも参加に固執する姿勢を崩さない野田首相は、秋の民主党党首選にむけて強引に参加を表明することも懸念されています。気を緩めることなく、TPP参加反対の声を圧倒的多数とすることが必要です。

農協系統との連携や市民・市民団体などとの共同・共闘をさらに強めます。

(2) 全国の街角からTPP反対の声を

すべての労組員が「TPP」について学習します。全農協労連では、すべての単組にTPP学習・宣伝の点検を行うとともに、あらためて系統組織全体に共同を呼びかける行動を起こします。全国食健連とも連携し、全国の街角からTPP参加反対の声が響き渡るよう、山場では統一宣伝行動の提起も行います。

2、秋のグリーンウェーブにすべての単組・分会が参加する

(1) 2012年度は食料、農林漁業、地域経済、環境を守るための大運動を

震災・原発事故の教訓を、私たちの運動に生かすことが大切です。すべての営みの根底には食があり、食料の安定確保はこの国の農林漁業の発展が不可欠です。大企業中心の経済から地域・地場産業中心の経済へと転換をめざすことが必要です。

原発事故は、日本のマスコミが報じる以上に海外では衝撃的でした。この「フクシマ」以後、多くの国で「原発ゼロ」をめざすエネルギー政策に切り替わっています。再生可能な自然エネルギーの「宝庫」でもある日本で、環境を守り、地域社会の活性化を促すための取り組みを進めるための運動を進めます。

(2) すべての単組が行動を

2012年度も全国食健連と連携して、「秋のグリーンウェーブ」行動を展開します。上記で述べた食料、農林漁業、地域経済、環境を守るという課題で、宣伝、要請、学習などの行動を行います。

具体的な提起は「2012年度秋期年末闘争具体策（案）」で行いますが、早い時期から準備を進めることが必要です。

(3) 食健連運動を地域から

国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会（全国食健連）は、食料と健康を守るというだけでなく、農林水産業全般、環境を守る運動まで幅広い分野からの参加で、運動の幅を広げています。中央団体の参加数も増えていますが、地方・地域の運動の充実が求められています。

全農協労連に結集するなかまが、地方・地域の食健連に結集し、幅広い共同を広げるなら、運

動はさらに大きくなります。「秋のグリーンウェーブ」を機に、食健連への参加、結成を進めます。

V 国民の命と暮らしを守るたたかい

1、消費税の増税と社会保障切り捨てをやめさせ、国民のいのちと暮らしを守る

(1) 「税と社会保障の一体改革」の危険な内容を明らかにして

政府・民主党が進める「一体改革」のなか身は、大企業への優遇措置を継続しながら、今後の財政負担を国民多数に押し付けようとするものにほかなりません。

消費税の増税は、多くの国民、とりわけ低所得層に大きな負担をもたらすことは間違いありません。一方で、消費税を増やしたからといって社会保障が充実される保証はどこにもなく、医療や介護など、今後の社会保障の切り捨てばかりが次々に打ち出されています。

こうした政府・民主党が進めている「一体改革」のなか身を、すべての労組員が学習し、署名や行動などに積極的に取り組みます。

(2) 農協・農家を含めた広範な共同に参加しよう

高齢者で低所得者である農家が、こうした税負担と社会保障の切り捨てに対抗できるでしょうか。農協は、増税に真っ先に反対し、社会保障の充実を求めて運動の先頭に立たなくてはなりません。

農協・農家を含めた広範な共同を広げることが必要です。

2、平和と民主主義を守るたたかい

(1) 憲法九条を守り、戦争のない平和な社会をつくる

日本国憲法の施行から65年目を迎える中で、憲法改正草案が自民党などから出され、あらためて改憲策動が強まっています。自民党は、「戦力不保持」の原則を崩し、「国防軍」を憲法に規定することとともに、大震災を口実にした国民の権利制限などもおこなうことを求める内容を示しています。

憲法を守ろうという多くの人々がこうした動きを懸念しており、私たちが「農林水産九条の会」への積極的な参加など、憲法を守るための取り組みを地域から進めることが必要です。

(2) 普天間基地の恒久化を許さず、アメリカ言うなりの米軍再編への協力を見直させる

沖縄の本土復帰から40年、日米政府は「日米同盟」強化を改めて打ち出し、普天間基地の恒久化の動きを強めています。米軍再編にともなう日本の経費負担は膨大な額に上り、国民生活に大きな負担を与えています。

アメリカ言うなりの基地押し付けや軍事予算の肩代わりを見直させるための共同をいっそう強めます。

3、原発ゼロを早急に実現し、再生可能な自然エネルギーの活用で地域に活性を取り戻す

(1) 原発ゼロをめざすための運動を進める

当面、現存する原発を稼働させない取り組みを進めるとともに、早い時期に「原発ゼロ」への流れを多数にするための運動を行います。

福島第一原発事故の教訓をすべてのなかまが共有し、原発に頼らないエネルギーへの転換を国に求めます。

原発ゼロをめざす取り組みに農協・農家とともに取り組みます。

(2) 再生可能な自然エネルギーの活用で地域に活性を取り戻す

原発にかわる再生可能な自然エネルギーの活用事業を、大企業のもうけに利用させてはなりません。自然エネルギーの活用事業に農協が積極的にかかわっていくことを求めます。自治体や地域との連携で、農村と地域に活性を取り戻しましょう。

VI 震災・原発事故からの復旧・復興

1、被災地のなかまと結んで

(1) 被災地のなかまとの連携

大震災・原発事故から2年目の取り組みを、被災地のなかまとの連携・連帯で進めます。労働組合として、募金活動や物資の支援などに引き続き全力をあげることはもちろんですが、被災地のなかまの要求や活動に全国のなかまが応えることが必要です。

東北地本や被災県の単組と連絡を密にして、今後の支援活動を強化します。

(2) 雇用や働くルールを守るたたかい

被災地のなかまの雇用や労働条件を守るたたかいを、引き続き強化します。とりわけ、臨時・パート労働者などの不安定な雇用関係にある労働者は、将来の見通しが立たないことを理由にした解雇・雇い止めへの不安がつきまっています。

あらゆる手段を使っても解雇などが止められない場合でも、福島（単）とふたば農協労組が取り組んだように、農協、中央会、全中、自治体（県）などと交渉し、就職のあつせん窓口などをもうけさせるなどの取り組みが必要です。

全農協労連は、単組や地本との連携を取りながら、こうした取り組みを援助します。

2、農協や住民とともに

(1) 農林水産業の再生とともにある地域の再生

被災地の再生は、農林水産業の再生とともにあります。被災地の多くは農林水産業が基幹となり、人々がくらししてきた地域です。除塩をはじめとする農地の整備や、荒れたままになっている漁港の整備、仕事を始めるための資金援助など、今すぐ必要なことを求めて地域とともに運動を

進めます。

(2) 農協経営者や地域住民とともに運動を進める

農林漁業の再生は、地域にかかわるすべての住民が連携して進めることが必要です。労働組合が産別や食健連、春闘共闘などのネットワークを利用して、農林漁業の再生、地域の再生の運動を進めることは重要です。経営者や地域住民を巻き込んで運動を進めます。

3、国や自治体への働きかけを強める

(1) 国の責任で復旧・復興を急ぐ

国は、大震災からの復旧・復興にあたって、住民本位の計画を示せないばかりか、大企業が主導する「特区構想」などを支援する動きさえ見せています。

国の責任で復旧・復興を進めるためには、住民の意見を十分に聞くことが大切です。大企業中心の復興計画を見直し、住民とともに復旧・復興への見通しを示すことが必要です。

(2) 労働組合の要求を国や自治体に届ける

労働組合は、ともに活動する農家や地域住民の要求や願いを国や自治体に届ける役割を果たします。被災地の労働組合の雇用や労働条件といった独自の課題とともに、農林漁業、地域の再生のための課題を国や自治体に要請します。

第6章 たたかう全農協労連をつくるための組織と体制

I 日常活動と執行部の強化

1、日常活動を労働組合の基本に位置づける

(1) 労働組合は職場を基礎にした日常の活動が何よりも大切

労働組合がしっかりたたかうためには、すべての労組員がたたかいに結集することが何よりも大切です。労組員がたたかいに結集するためには、労働組合員どうしの日常的なつながりや労働組合執行部とのコミュニケーションが必要です。そうしたつながりをつくるためには、労働組合員が職場で「日常的に」活動することが欠かせません。

労働組合がうまく機能しないというところでは、「職場班活動（日常活動）」ができているか点検することが必要です。「要求づくり」がなかまの話し合いからスタートせず、「アンケートの取りまとめ」や「執行部案の承認」で要求書が完成しても、なかまが要求に団結することは困難と言わざるを得ません。

「職場班」づくりと「日常活動」の強化に全力をあげます。労働組合が要求をかちとる「近道」

はありません。なかまが要求に団結し、たたかいに結集するための唯一の手段です。

「総学習運動」を進めます。秋期年末闘争では年間の運動のスタート時期として、労働組合の基礎的な学習を行います。ベテラン労組員も職場で講師を務めるなど、全員が運動にかかわります。春闘時には、春闘課題とかかわりのある情勢や権利などについて学習を進めます。

(2) 「たたかう」労働組合のための課題と提起

労働組合が「たたかう」ことは、要求を実現する行動を起こすことです。「要求づくり」の手順や、たたかいを進めるための道筋を職場のなかまとしっかり確認することです。執行部は、たたかい方についてもしっかり学習することが必要です。職場のなかまに具体的な行動を指示するためには、これまでの闘争の経験や、全国のたたかいの事例などにも学び、闘争スケジュールも立てながら、職場のなかまとの意思統一を行います。

一人ひとりの労組員を大切にしたい行動提起が大切です。一人ひとりをしっかり把握しながら、要求と要求を実現するためのたたかいへの結集を促します。

2、執行委員会の役割と専従者・書記の力量強化

(1) たたかいの先頭に立つ執行委員会を強化する

新年度新しい体制になった執行委員会は、「執行委員会の役割」について学習します。執行委員がなかまの先頭に立って労組活動に励むことは、「幹部請負型」の労組活動とは違います。なかまとともに労働組合活動を進めることの大切さをまず学びます。

幹部役員は、職場でも労働組合活動の手本となるのが大切です。県本部役員や中央執行委員でも、職場では労働組合員の一人です。自らがかわって提起した運動方針や取り組みを、先頭に立って実践しなければ意味がありません。

経営側からの不当な攻撃への備えを十分にすることです。攻撃には集団で対処することです。労働組合は団結で成り立っています。経営側の攻撃は、この団結を破壊することが目的です。職場を基礎に、なかまとの信頼関係が労働組合を強くしていきます。

総括でも課題として提起したように、執行委員の単年度交代は労働組合の力量を低下させます。複数年、年齢傾斜、女性執行委員など、執行委員会の構成について見直しを進めます。

(2) 労働組合専従者の力量強化

労組員数の減少により、労組専従者や書記の数が激減しています。専ら労働組合活動に専念する専従者や書記の力量が、運動に直接影響することも少なくありません。専従者・書記が自ら学習に励むことはもちろんですが、労働組合として力量強化を位置づけ、全農協労連が主催する諸会議や学習会に積極的に参加させることが必要です。

II 本部体制と各分野の活動

1、本部体制と産別機能

(1) 本部体制

2012年度の本部専従役員は、2名（書記長および専従中央執行委員）とします。非専従役員については、中央執行委員長1名、副執行委員長3名とし、書記次長、財政部長を各1名、地本担当の中央執行委員を10名とします。

専従役員の充実について、財政対策・強化とも併せて取り組みを進めます。2012年度は、単組の本部への未登録解消の運動とともに、単協労県本部への単組・分会の未登録解消への取り組みを重視します。

また、財政対策の一環として、臨時大会の休止を含む機関会議・集会の見直しを検討します。

中・長期的な本部体制について、産別全体で議論します。本部体制を担う若い幹部の育成や、本部書記局の充実などについても検討します。

(2) 産別機能の充実と地本・県支部の役割

① 産別機能の充実のために

本部は全国のなかまのたたかひの交流や学習を進めながら、要求実現の前進をはかります。全中や系統組織、政府機関との交渉も行いながら、全国のなかまが要求を実現するための援助を行います。要求を前進させるために必要な方針や政策立案を行い、単組の具体化・たたかひを援助します。

すべての農協労働者・農業関連労働者の結集をめざして組織拡大を進めます。

② 地本・県支部の役割と活動

地本・県支部を、より身近な産別組織として強化します。単組が全農協労連の運動を進めるための援助を行います。単組間のつながりを重視し、たたかひ・運動をともに進めます。

地本内の組織強化・拡大の連携を強め、時期ごとのたたかひ時の学習や討論集会はもちろん、組織拡大のオルグも協力して行います。

2、分野・階層別の活動

(1) 青年

青年組織の自主的な活動を奨励します。成長過程にある青年が、自らの力で組織を運営し、なかまとの連帯を強化していくことが学べる場をつくります。社会的に「青年組織」が少なくなる中で、労働組合青年部が健全な人間形成の場として役割を果たすことが求められています。

全農協労連青年部も結成から2年、ヤングセミナーや役員セミナーの開催で、労働組合にかかわる青年たちの成長を支えています。青年が、学び、交流し、たたかう姿は、多くの可能性をもっています。

一方で、青年の「要求」を矮小化し、レクリエーションなどを中心とした活動をやっていけば、青年の要求は満たされるとする傾向もあります。確かに、“楽しいこと”をやることは大きな要求ですが、労働組合に結集している青年たちが求める要求について、青年自身も含めてもっと話し合うことが必要です。

(2) 女性

2012年度は、全農協労連女性部を結成します。全農協労連女性部は産別本部女性部として、単組や職場の女性の活動を援助するとともに、女性が生き生き働き続けられる職場環境をつくるための要求をさまざまな形で実現するために運動する組織です。

本部女性部は、全国の女性組織・女性の交流を通じて、運動に学びたかいに学びます。女性労働者が働き続けるために必要な法の改正や実現のために、他産業の女性組織や市民団体などとも連帯します。

単組や職場の女性の活動を活発にします。女性部や女性の集まりを設定しながら、女性が労働組合活動に積極的に参加できるよう、労働組合全体で取り組みます。

単組・分会の執行委員会では、積極的に女性役員を登用し、女性の持つ悩みや不安を労働組合の中で解消することが必要です。女性が労組活動に参加するには、家庭や時間といった制限があります。執行委員会や行動に参加しやすい運営に努力します。

秋に開催予定の「第45回農協に働く女性のつどい」「女性部結成総会」に向けて、労働組合女性部・女性労組員の労働組合活動・参加について議論を進めます。

(3) 臨時・パート労働者

臨時・パート労働者は、「安易な雇用調整の道具」として位置付けられ、人件費抑制のために正職員を臨時・パート労働者に置き換えています。そういった性格を与えられた臨時・パート労働者の賃金や労働条件はいたって低く抑えられ、国民全体を苦しめている「格差社会」の大きな原因ともなっています。

「人間らしく働きたい」と願う臨時・パート労働者の要求実現は、格差社会を解消するたたかいかでもあります。賃金の平等はもちろん、「人間らしく働き、生きる」という人権にもかかわる権利の平等を実現するたたかいを強化することが必要です。正職員と同等の研修機会の確保や、忌引き休暇、結婚休暇など、人間の営みに関する権利の平等を実現する取り組みを重視します。

臨時・パート労働者の組織化、労働組合の結成は、不安定な雇用・身分という大きなハンディのもとでは困難を伴います。もちろん、自覚的に臨時・パート労働者が立ち上がって労働組合を結成することもあります。多くの場合、既存の労働組合である正職員中心の労働組合の援助が必要です。正職員中心の労働組合が、同じ職場に働くなかまとして、「人間らしく働きたい」と願うなかまとして、対等な立場で団結の輪に迎え入れることが何よりも必要です。

集会等でも、臨時・パート労働者の活動交流の場を極力設けることに努力します。

(4) 連合会労組

連合会各労組は、組織再編のもとで大幅な人員削減が進み、労働組合員も減少しています。人員増は切実な要求ですが、労働者の中にはあきらめの気持ちが強く、労働組合への結集も弱まっているのが実態です。

とりわけ、全国統合した全農や全共連に働く労働者は、全国連本部と各県本部間の考え方の違いに苦しんでいる場面も見られます。各県の特性などが反映されない経営施策が労働者の仕事の上でも大きな悩みとなっています。

連合会労組間の交流・連帯とともに、単協労組とのつながりをいっそう強め、協同組合に働く労働者の団結で要求を実現しましょう。

① 中央会

中央会部会を中心に、労働組合として今後の中央会のあり方について議論を進めます。全中などとも協議・懇談の場を設けます。必要に応じて産別交渉を行います。中央会労組交流会を開催し、未加入労組の組織加入を進めます。

「第26回JA全国大会」方針の具体化にあたって、「農業・農協」のあり方や展望について、各連合会や単協の労働組合と話し合いの場を積極的に持ちます。

② 全農・経済連

全農協労連では全農部会として全農各県本部労組が各県本部との交渉で前進できるよう、全農との交渉を行ってきました。引き続き全農交渉を強化するとともに、県本部労組の積極的なたたかいを支援します。人事制度の統一による賃金の是正などに積極的に取り組むとともに、労働条件の画一的統一に反対し、労働条件の切り下げを許さないたたかいを強化します。全農未統合の経済連労組のたたかいについても、個別課題を具体化しながら全農協労連本部からの援助、全農部会との連携もとりながら進めていきます。

全農各本部労組だけでなく、統合していない経済連労組との交流も「全農・経済連労組交流会」を開催して積極的に進めます。未加入労組と、一致する要求にもとづいて共同の取り組みを進めます。協同組合の立場に立った全農・経済連の事業の見直しを、部会や交流会等で進めるとともに、「事業の在り方を考える交流会」などにも積極的に参加し、単協労組との交流を積極的に持って意見交換を行います。

③ 共済連

「連絡協議会」による経済闘争は一定の前進も見られるところですが、要員不足の解消や職場改善、メンタルヘルス対策の強化、時間外手当支給対象者の拡大を求める声もあがっており、各本部労組（県連労支部）の労働組合活動の強化が重要になっています。

共済連部会の活動を強化し、各単組の労働組合力量の強化に努めます。共済連労組交流会を開催し、未加入労組に参加を働きかけます。

また、共済事業のあり方などについても単協労働者との交流の場を持ち、検討していくことにします。

④ 信連

信連労組交流会を開催し、未加入信連労組にも積極的に参加を働きかけます。輸入自由化や東日本大震災・原発事故などによる日本農業を取り巻く困難さは、農家組合員の営農やくらしの悪化をいっそう深刻にしています。系統の信用事業のあり方についても、系統全体で考えることが重要です。単協労働者とも連携を取りながら検討を進めます。

農林中金との統合などの状況をつかみ、信連労働者の雇用・身分を守る取り組みをします。

⑤ 県連労組織

統合連合会が増える中で、これまでの「県連労」組織の運営に困難を覚える県連労組が増えています。賃金要求などを中央組織で一括しておこなうなどの仕組みがあるところでは、要求

づくりの段階から労働組合員が積極的に活動に参加しなければ、自らがたたかっているという印象は薄れ、「幹部まかせ」「中央組織まかせ」になってしまいがちになります。そのことは、職場改善のたたかいのように、本来最も身近な問題の取り組みにも大きな影響を及ぼしています。

統一役員制度のもとでたたかってきた県連労組織では、統合連合組織となって、一緒にやっ
ていくことの意義を見失っている労組も多く、その対策に苦慮しています。ここで述べたよう
に、なかまが日常的に要求を出し合い、自らの力で変えていくたたかいを提起することが執行
部に求められます。学習と話し合いで、日常の悩みや不満、希望を要求にしてなかまの力で実
現するという、労働組合の原則的な活動が求められます。

連合会労働者の連帯を進めるための交流の場を、地本も含め検討します。

(5) 単協労組

① 単協労県本部の役割

単協労県本部の役割は重要です。執行委員会では、単組・分会から出された報告をもとに、
問題点や課題を明らかにし、たたかいや運動の方向を議論します。単組・分会の横のつながり
を重視し、経験交流や情報交換とともに、たたかいの支援や共闘を進めます。

単組・分会では、県本部役員の執行委員会や団体交渉への参加を積極的に進めます。また、
中央会、連合会との交渉等を積極的に配置し、単組・分会のなかまの共通する要求の実現をめ
ざします。

単独加入組合は、県内の未加入労組との接触を積極的に進め、県組織の確立をめざします。

② すべての労組員の結集をめざす

単協労県本部では、機関紙やニュースを定期的に発行するなどして、なかまの結集をはかり
ます。学習や話し合いの場を設定するなどのきっかけづくりを進め、職場を中心とした日常活
動を援助します。

(6) 農業関連労働者

農業関連労働者は多くの場合、農協の関連会社や産直組織、農業法人といった職場で、低い賃
金・労働条件のもとで働いています。農協からの転籍者も多くいますが、労働組合結成には多くの
困難が伴います。

関連団体・会社に働く労働者一人ひとりの話をよく聞き、相談に乗ることが必要です。労働組
合は職場を守り、働く者を守る組織だということを粘り強く働きかけ、一人でも労働組合にはい
ってもらうことが大切です。

5、地域からの共同・共闘を強化する

(1) 国民春闘共闘会議（委員会）に結集してたたかう

国家公務員賃金の切り下げをはじめとした公務員への攻撃は、国民と公務員とを対立させるこ
とを意図的に仕組んだものです。意図的な対立構造を描くことによって、国民全体のくらしや政

治への不満をそらせようとするものです。

国民を分断してどんな得があるのでしょうか。公務員に向けられた攻撃の内容を知り、本質を知ることが大切です。公務員労働者と民間労働者が連帯してたたかう場でもある国民春闘共闘会議（委員会）に結集し、貧困と格差のない社会を実現するためたたかいます。

国民春闘共闘に結集する労働組合との一致点は多く、連帯して運動を進めることで要求を前進させます。

（２）食健連運動に参加し、食と農を守る運動を広げる

国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会（略称：全国食健連）は、これまでも国民の食の安全・安心、日本農業を守るための運動を積極的に進めてきました。TPP参加反対の運動でも中心的な役割をはたしていることは誰もが認めるところとなっています。これは、全国各地で地域食健連運動にかかわるなかまの奮闘のたまものです。

こうした食健連運動をさらに広げるために、すべての単組・分会が地域食健連にかかわっていくことが大切です。食健連があるところでは参加し、ないところにはつくる必要があります。

（３）地域や他産業労働者・労働組合との共同・共闘

雇用や権利を守るたたかいは、産別に結集する全国のなかまの支えとともに、地域や他産業労働者との連帯が重要です。経営側に、社会的な責任の重みを知らせるとともに、より多くの労働者、地域住民の連帯が労働者・労働組合を励ますこととなります。

全国厚生連労働組合連合会（全厚労）や生協労連、自治労連、農民連などの労働組合・団体との交流を進めます。

農林漁業関係の職場に働く労働者・労働組合との連帯・共同を強めます。また、財界・大企業の協同組合攻撃が激しくなるもとの、協同組合組織に働く労働者・労働組合との連帯・共同を強化します。

（４）一致する共同に積極的に参加する

国民春闘共闘や食健連などとともに、私たちが掲げた国民的・社会的な要求の実現をめざして、一致する共同を広げ、全国革新懇が提起した共同目標にもとづく取り組みに積極的に参加します。消費税増税反対や社会保障の充実を求める共同に積極的に参加し、平和を守るために憲法九条を守る草の根の運動や、核兵器廃絶の運動など、さまざまな分野で運動を進めます。

とりわけ、原発ゼロをめざす共同や大震災の復旧・復興をめざす行動など、労働組合・市民レベルでの共同に積極的に参加します。

Ⅲ たたかう組織の財政活動

１、財政の確立と未登録組合員の解消

（１）単組財政の確立

適正な組合費水準（２％）を維持することは、労組活動を最低限の保障です。「組合費が高い」

という声は、活動が低下していることの反映です。労働組合活動の根本的な強化とともに財政活動を見直す必要があります。未登録組合員の解消とあわせて、単組財政の確立を図ります。

(2) 本部財政の確立

事務の効率化に取り組みながら、書記局経費の節減に努めます。

労働組合員すべてが全農協労連組合員であり、産別のなかまです。100%登録をめざす取り組みは、徐々に前進していますが、すべての単組が100%登録が当たり前の組織活動を行うことが大切です。早い時期に全員登録をめざします。組合費水準の適正化と組織拡大を追求しながら、財政を健全化・確立します。

2、組合費

(1) 組合費

月額組合費＝組合費は組合員あたり月額650円とします。

年間組合費＝年間組合費は組合員あたり1,510円とします。2012年度6月1日付登録組合員数を基礎に、12月までに納入することとします。新規加入および脱退の場合は、月割り計算で納入するものとします。

(2) 臨時・パート等組合員に対する助成措置

臨時・パート等組合員に対する助成措置＝臨時・パート等組合員に対して、月額430円と年間組合費相当額1,510円の助成をおこないます。

3、会計

(1) 出版会計

一般会計からの助成をおこなわず、独立採算を維持します。

(2) 犠牲者救援基金会計

第81回定期大会（2001年7月）での犠牲者救援規定の改正により、別途定めるまで徴収しません。

(3) 特別基金会計

特別基金規定にもとづき、1組合員あたり4,000円の積み立てに向けて、不足している単組は積み立てをおこなうものとします。

(4) 組織拡大会計

「組織拡大5カ年計画」にもとづき、「組織拡大3カ年基本計画」で定めた「犠牲者救援基金」からの繰入金を活用します。

IV 教宣活動の強化

1、機関紙・誌の強化

(1) 「労農のなかま」の発行について

現在の隔月刊を維持しながら内容等の見直しを行い、定期購読を増やします。

(2) 機関紙「全農協労連」

毎月1回発行します。紙面の改善に努めます。単組・職場では、すべての労組員に機関紙が配布されるよう体制を整えます。

未登録組合員の解消に努めながら、機関紙も読まれない状況を生まないためにも、最低でも「有料購読」として、すべての労組員が機関紙を手にとることができるよう取り組みます。

(3) 「ミモザ」

女性部結成を念頭において、「女性部機関紙」としての機能を持つことを前提に、発行形態やふさわしい規模の部数を発行することを検討します。

(4) 青年部「機関紙」

引き続き青年部の機関紙を発行します。

(5) ホームページ

ホームページの充実に努めます。労働相談コーナーを充実させるなど、全農協労連への入り口としての機能も果たすよう改善を進めます。

<http://www.nokyororen.ne.jp/>

(6) 「農協に働く労働者・労働組合のための権利読本（2分冊）」の活用

改定された「権利読本」を活用し、たたかいに活用します。執行委員会などで学習材料としても活用します。

2、機関会議、集会等

(1) 機関会議

① 定期大会・臨時大会

7月および2月開催とします。今後の財政見直し等の議論も考慮しながら開催方法や場所についても協議します。

② 春闘討論集会・単組代表者会議

12月初旬開催とし、春闘方針の策定を主題に討論を行います。

③ 単組三役専従者会議

5月下旬開催とし、次年度運動方針策定について議論します。

(2) 学習・交流会

① 「第26回JA全国大会」議案を協議する集会（仮称）

8月19日（日）に、農協労働者、農協経営者、農民、研究者などで「組織協議案」について意見を述べる集会を開催します。出された意見や要望を別途全国のなかまからの意見を加えて、なかまの意見が大会に反映されるよう、全中と意見交換を行うこととします。

② 全国労働組合セミナー

9月中旬をめどに、単組の学習・教育活動を支える講師を養成することを目的に開催します。2泊3日を基本に、学習と交流を行います。

③ 農協事業のあり方を考える全国交流集会

連合会・単協、関連会社といった枠を超えて農協事業のあり方について議論・交流を行います。

④ 女性

「第45回農協に働く女性のつどい」を開催します。今年度中に女性部結成をめざします。

⑤ 青年

青年部総会を開催し、全農協労連青年部を中心に「ヤングセミナー」などの学習・交流会を開催します。

⑥ 連合会労組交流会

連合会労組では、それぞれ中央会労組交流会、経済連・全農労組交流会、共済連労組交流会、信連労組交流会を開催し、産別に結集するなかまの交流とともに未加入労組へも参加を働きかけ、組織拡大を進めるきっかけづくりとします。

連合会労組のなかまが連合会の枠を超えて連帯・交流できる場を設けることも検討します。

V 組織強化・拡大（「組織拡大5カ年計画」第5年次の取り組み）

1、組織拡大5カ年計画最終年度を大きな飛躍の年にしよう

(1) すべての単組・分会、すべての労組員が組織拡大に取り組もう

組織拡大5カ年計画の最終年度です。単組や分会、職場のこれまでの取り組みを、組織の増勢という形で示す年です。

すべての単組・分会、すべての労組員が組織拡大に取り組みましょう。

組織拡大5カ年計画最終年度（第5年次）の取り組みは、別途、「組織拡大5カ年計画第5年次の取り組み具体策」として示します。

(2) 「働き続ける」ことを願う労働者の要求はますます切実に

全中が「これ以上の人件費削減は困難」と言わざるを得ないほど、人減らし「合理化」、賃金抑制は壁に突き当たり、農協の現場で矛盾を広げています。

農協労働者が「働き続けることが困難」と言わざるを得ないほど、人減らし「合理化」が進み、賃金抑制が進んでいるのです。

多くの農協・農業関連労働者が労働組合に未結集、未加入の状態にあります。要求を実現するための組織である労働組合が身近にない労働者の組織化は労働組合の使命でもあります。「働き続ける」ことを願う労働者の要求を実現するために、一刻も早い組織化が必要です。

2、最終年度の目標

(1) すべての単組が組織拡大で成果をあげる

すべての単組が組織拡大で成果をあげます。すべての労働組合員が組織拡大で行動することをめざします。

(2) 前年度現勢の10%増をめざす

2012年度の当初登録（6月1日）数の10%増をめざします。必ず前年を上回る登録で、運動の前進をはかります。

すべての労働組合に組織拡大のチャンスはあります。労働組合の範囲を広げることや、臨時・パート労働者、別会社のプロパー労働者など、さまざまな農協・農業関連労働者へのアプローチを行います。

第7章 2012秋期年末闘争方針

2012年秋期年末闘争方針について、第103回定期大会で基本方針を確立し、産業別統一要求についてストライキ権を確立します。8月開催予定の第687回（2012年度第1回）中央執行委員会において具体策（案）を決定し、組織協議を経た上で9月に開催される第688回中央執行委員会で「2012年秋期年末闘争具体策」を確立します。

I 2012年秋期年末闘争の課題と取り組み

1、たたかひの課題と取り組み

(1) 労働者のくらしと働くルールをしっかりと守る

2012年秋期年末闘争では、なかまが働き続けるために必要な「働くルール」の確立をめざ

す取り組みに、すべての単組、分会・職場が取り組むことをめざします。「運動方針」第5章で提起した、長時間労働を規制する「三つの取り組み」の実践の一つでもある、「残業代の請求・支払い」という課題の全面実践のためには、職場班の確立が急務です。

10月を残業代の記録運動期間として設定し、すべての労組員が時間外・休日労働を記録します。11月には10月分の残業代の請求をすべての労組員がおこなうとともに、請求が困難と思われる部署や個人への援助を労働組合が行います。支払のチェックを行うことはもちろんですが、要求書などで経営者にこうした運動に労働組合が取り組んでいることを知らせ、きちんとした支払いを行うよう求めます。

年度の後半に入り、事業目標達成への締め付けが強まります。パワーハラスメントやメンタルヘルス対策を強化し、なかまが安心して働き続けられる職場環境をつくることを強化します。

(2) TPP参加反対の大運動にしっかり取り組む

TPP参加反対の運動に引き続き全力をあげます。野田内閣は、TPP参加を執念深く進めています。密室協議で進むTPPに、参加を表明し協議を進めている各国でも不信がつのっています。今後野田首相がどういう形でTPP参加を進めていこうとも、国民世論が「TPP参加反対」に大きく傾けば、TPPへの参加も断念せざるを得なくなります。

TPP参加反対の国民世論を大きくする運動に、すべての労組員が参加することが必要です。秋期年末闘争の一環として、TPP参加反対の運動や、食健連と共同しておこなう「秋のグリーンウエーブ」を成功させます。

「秋のグリーンウエーブ」および「TPP参加反対」の行動については、「秋のグリーンウエーブ行動実施要領」および「秋期年末闘争具体策（案）」で詳細を提起します。

(3) 日本農業を守る農協の役割をしっかり果たさせる

10月に開催される「第26回JA全国大会」は、農協がこれからの日本農業と国民の食の安全・安心を守る組織であるかどうか問われる大会です。

大会への労働組合の意見反映の取り組みを、秋期年末闘争前段で行うこととします。8月末が起源とされている「組織協議（案）」への意見反映のために、単組の意見を集約するとともに、8月19日（日）には「第26回JA全国大会組織協議（案）」への意見反映のためのシンポジウム（仮称）を開催します。農協労働者、農民、農協役員、消費者、研究者など、幅広い参加者を募り、意見を集約し、8月末までに全中との協議の場を設定します。

単組でも、全国大会を受けた都道府県大会に向けて、方針への意見反映の場や行動を設定します。

(4) 年末一時金獲得のたたかい

賃上げはなかまの切実な要求です。しかし、多くの単組・分会では、春闘での賃上げ・ベア獲得をすることができず、一時金でその切実な要求を実現することが必要となっています。労働者が働き続けることを困難にしている原因の一つである「低賃金」を解消し、暮らしへの不安をなくし、働く意欲を喚起するためにも、年末一時金で要求実現をめざします。

なかまの生活の実態と、社会的水準の賃金実態（年収レベルで）との比較を行います。

年末一時金闘争の山場を設定し、早めに行動を配置することが必要です。12月初めの支払い

を求める労働者は多く、執行部はそのことを前提に闘争スケジュールを立てることが必要です。そのためには、要求日、回答指定日の期日を必ず守り、経営者に回答の引き延ばしをさせないことが大切です。早め早めの闘争戦術・行動を配置し、あきらめずにたたかいます。

(5) 組織を強く大きくし、要求実現の力をつける

秋期年末闘争準備の段階で、職場の要求づくりを重視します。アンケートによる要求集約も一方通行にせず、職場と執行委員会のキャッチボールを頻繁に行うことが大切です。未加入のなかまへの働きかけを強め、要求づくりに参加してもらいます。未加入の労働者に要求づくりに加わってもらうことが、労働組合が要求を実現するための力としての「職場世論」を広げることにもなります。

労働組合は「要求に団結」する組織です。秋期年末闘争は、労働組合が労働組合らしさを発揮することが目に見える機会の一つです。要求づくりを未加入・未組織労働者も対象にしながら進めていくことで、労働組合の姿がより鮮明になります。要求を入りに、すべての対象者に労働組合加入を呼びかけます。

地本、県支部、単組で未加入組織へのオルグ活動を行います。アンケートの協力依頼や「グリーンウェーブ」への協力要請、TPP反対の共同など、一致する課題で行動への参加を呼びかけます。

臨時・パート労働者や関連会社への働きかけを強めます。

2、職場班の確立と日常活動の充実がたたかいの土台

(1) 1年間の運動のスタート、体制と計画を確立する

新年度の運動のスタートとして、単組、支部・分会で年間活動計画・体制を確立します。とりわけ、執行委員会の定例化は、今後の労働組合活動にとってきわめて重要です。すべての執行委員が年度当初の方針の具体化、計画づくりに参加できるよう援助を強めることが大切です。年度の初めには、執行委員会で「執行委員の任務と役割」や「運動方針」を学習する場を持ち、執行委員の任務分担や責任分野、1年間の運動と取り組みを明確にして意思統一します。

任務分担を決めて運動を進める際、取り組みの状況などを常に執行委員会で報告し、集団的に討議することが必要です。担当者にだけ任せてしまわず、執行委員会全体で運動を進めます。

また、時期ごとの闘争計画を早めにたて、要求づくりまでの準備期間をしっかりと確保することが大切です。全農協労連の「年間活動計画」なども参考にします。

(2) 運動の土台、日常活動を活性化

職場を基礎とした活動が運動の土台です。「忙しい」からと言って職場班の集まりを持たなかったり、話し合いの場をおろそかにすることは、「団結」をいっそう困難にさせてしまいます。執行委員、職場委員は、職場を基礎とした活動に徹底的にこだわる必要があります。割増賃金（時間外・休日出勤手当、超過勤務手当など）の未請求をなくすためには、職場の意思統一が必要です。年次有給休暇や育児・介護休暇など、健康と家族的責任が果たせる権利の取得を職場全体で進めます。

2012年秋期年末闘争の課題とのかかわりでいえば、「残業代の請求・支払い」の取り組みの

カギを握っているのは職場班です。職場のなかまの時間外・休日労働の実態を把握し、請求状況や支払い状況を点検する職場班の活動が何よりも重要です。

機関紙・ニュースの配布を徹底します。

(3) 学習と要求づくりを徹底する

秋期年末闘争の準備期間（8月～10月）には、すべての労組員が学習を行います。労働組合の基礎的な知識や、情勢に関する学習などを行います。

新入労組員教育を徹底します。労働組合の基礎的知識や権利・権利の取得方法、労働組合の日常活動などについて、新入労組員の学習を強化します。

学習会の講師を養成することも必要です。全農協労連が開催する「全国労働組合セミナー」などに積極的に参加して講師を養成します。全農協労連本部でも、必要に応じ講師派遣を行います。

執行委員は学習活動の先頭に立ち自らが学習するとともに、講師活動に積極的に応じます。

9月から10月を「要求づくり」にあてます。職場の実態調査などを並行して行いながら、職場班を基本とし、学習や話し合いを進めます。生活や職場の実態を出し合い、共有し、たたかいの道筋を話し合うことで、なかまが「要求に団結」することをうながします。

II 産業別統一要求とストライキ権の確立

1、産業別統一要求

(1) 長時間労働をなくし、労働時間の短縮をめざす要求

- ① 労働時間を適正に把握し、時間外・休日労働の割増賃金を適正に支払うこと。
- ② 「管理監督者」の要件を十分に考慮し、割増賃金不払いの口実としないこと。
- ③ 年次有給休暇を消化できるよう人員配置を考慮するなど体制を整備すること。

(2) 健康で働きがいがある職場を実現する要求

- ① 安全衛生委員会の確立と機能の発揮で、メンタルヘルス対策に取り組むこと。
- ② 職場からパワーハラスメント、セクシャルハラスメントをなくすため、原因の明確化と職場研修の強化などの予防策をとること。

(3) 臨時・パート労働者の均等待遇に関する要求

- ① 臨時・パート労働者の研修機会の確保や権利・福利厚生を正規雇用労働者と同等にすること。
- ② 臨時・パート労働者の時給を「1千円以上」とすること。

(4) 労働組合の権利を確立し、「労使対等」を確立する要求

- ① すべての労働条件の決定においては、必ず労働組合との合意を得て行うこと。
- ② 労働組合の時間内活動を認めること。

(5) 日本農業を守り、地域経済を守る要求

- ① TPP参加反対の大運動をいっそう広げるため、農協が率先して地域の共同を呼びかけること。
- ② 労働組合がTPP反対の運動に取り組むことを時間内活動として認めること。
- ③ 東日本大震災被災地の農林水産業の再生にあたっては、被災地でこれらの産業に従事する人たちや、地域住民の意見を反映した復旧・復興策を講じるよう国に働きかけること。

(6) 農協事業のあり方に関する要求

- ① 事業推進における「ノルマ」の追求は行わないこと。および「自爆」をしない事業推進のあり方を労使で協議すること。
- ② 農協事業が「協同組合らしい事業」として行われるよう、農家組合員や労働組合との協議にもとづく計画とすること。
- ③ 人減らし「合理化」をやめ、農家の声が反映できる人員配置・要員体制をとること。

(7) 食の安全・安心を求める要求

- ① 食の安全・安心を確保するための法整備および検査体制を充実するよう国に要求すること。
- ② 口蹄疫や鳥インフルエンザなどの防除、対策を強化するよう国に要求すること。
- ③ 輸入食品に対する防疫・検査体制を充実するよう、国に強く求めること。

(8) くらしを守り社会保障の充実を求める要求

- ① 東日本大震災被災地の復興にあたっては、大企業に社会的責任を果たし、被災地のくらしと仕事の再生のための支援を行うよう求めること。
- ② 大企業の優遇税制をやめ応分の負担を求めるとともに、消費税増税をやめ社会保障の充実をすることを国に要求すること。

(9) エネルギー政策の見直しと安全・安心にくらせるまちづくりに関する要求

- ① 国内のすべての原子力発電所の再稼働をやめ、再生可能な自然エネルギーを利用した発電に1日も早く切り替えるよう、具体的な計画を早急に立てるよう国に求めること。
- ② 東京電力に、福島第一原発事故を早急に収束するとともに、風評被害を含むすべての被害を補償するよう系統農協（JAグループ）として要求すること。また国の責任において、すべての被害者・被害団体の救済を保障するよう強く求めること。

(10) 平和と民主主義を守るための要求

- ① 「核」のない日本、世界を実現するための運動に農協系統が積極的に取り組むこと。
- ② 米軍基地の日本国内へのたらいまわしはやめ、日本国内から撤去するよう運動すること。
- ③ 労働者の思想信条の自由を保障し、特定政党への指示の押し付けや選挙活動の強制は行わないこと。

(11) 年末一時金に関する要求

- ① 年末一時金を〇〇ヶ月分支給すること。（要求基準は昨年要求を下回らないこととし、この間の削減分を取り戻す水準とする）

- ② 支給にあたっては「目標」達成度による査定などの格差支給はおこなわないこと。

2、産別ストライキ権の確立

産別ストライキ権を上記「産業別統一要求」項目のうち、次の項目について確立します。

- (1) 長時間労働をなくし、労働時間の短縮をめざす要求
- (2) 健康で働きがいがある職場を実現する要求
- (3) 臨時・パート労働者の均等待遇に関する要求
- (4) 労働組合の権利を確立し、「労使対等」を確立する要求
- (5) 年末一時金に関する要求

Ⅲ たたかいの日程

1、統一要求日と回答指定日、統一行動日

- (1) 統一要求日と回答指定日

- ・統一要求日 11月 6日(火)
- ・回答指定日 11月13日(火)

- (2) 産業別統一行動日

第1波統一行動日は回答指定日の翌日(14日)としますが、第2波以降については、「具体策」で提起します。

なお、要求日(6日)以降「プレート」を着用し、13日の回答指定日には職場集会を配置します。

2、秋の産別中央行動

10月10日(水)、「第26回JA全国大会」会場前宣伝などを内容とした、2012年秋の産別中央行動を行います。詳細は具体策で示します。